

特集
Special

レポート
Report

インタビュー
Interview

エッセイ
Essay

レクチャー
Lecture

オピニオン
Opinion

TOP > [レクチャー](#) > [山下塾第7弾 防災と三助](#) > [山下塾第7弾 第六回講座 公助との連携](#)

山下塾 第7弾 防災と三助

山下 輝男

第六回講座 公助との連携

初めに

第六回講座では、公助との連携、即ち公的機関が行う応急対策活動に対して、個人や地域或いは企業等が如何にコラボするかという観点で考えてみましょう。

公助との連携全般

説明したいと考えている事項は、スライドの通りです。誰が如何なる場面でどのようなことを実施してコラボするかを考えます。

III 公助との連携

- 1 協働の必要性、場面例示等
- 2 新しい「公」の担い手
- 3 警報・避難指示等
- 4 避難所の開設運営
- 5 ボラセンの運営
- 6 児童生徒の避難等

協働の必要性

何故、公助とコラボしなければならないのか、大規模災害時には自分のことで精一杯だ、他を顧みる余裕はないという人も居るのでしょう。自分の安全・安心を確保したる後、可能な範囲で協力することが必要だろうと思います。公助の限界性は勿論ですが、同じ国民・人間としての互助・協力の精神を発揮して被害の局限を図ることが重要ではないでしょうか？ 災対法7条の義務規定を持ち出す心算は毛頭ありません。同じ人間としての自然の情が助け合いですね。

1 協働の必要性等

大規模災害の発生

広域、多種多様、膨大な救助力の必要性

however実際の公助力には限界あり

so 広範かつ多様な国民の協力が不可欠

- 自助
- 共助
- 行政との協働
(コラボレーション)

国民運動の展開

参考: 災対法7条 住民は防災活動に寄与すべき義務

新しい公の担い手

行政機関に行う活動に協力・コラボする主体は一般的には市民であり、地域の災害対応の団体だと考えられますが、近年ではこれらに加え、公共的団体、民間企業等が新しい公の担い手として浮上していると云っていいのではないのでしょうか？

それらを例示したのが次のスライドです。

2 新しい「公」の担い手の誕生

① 公共的団体

文化的事業団体(青年団、婦人会等)、社会事業団体(社協等)

② 民間企業等

民間企業と自治体との災害時応援協定(企業市民の増加)

九都京市等の協定締結

災害時応援協定

企業の自衛消防隊の活動

企業の帰宅困難者支援

③ 危機管理経験者団体

自衛隊・警察のOB・シニアパワーは国の財産

協働場面の検討

公助とコラボ可能な場面は多々あるものと思います。

対策本部等の支援ですが、経験のない方は難しいのかもしれませんが、自衛隊で指揮所勤務の経験をした者はすぐに馴染め、戦力なるのではないのでしょうか。膨大な情報や状況进行处理するのは並大抵ではありません。連絡調整やボラセンの運営なども可能でしょう。

避難についても市民の協力が必須です。

被災者の救出救援についても出来ることは一杯あるでしょう。特に救援機関等に被災者に関する細部情報を提供することは、迅速な救出に益するはずで、生存救出のタイムリミットとされる72時間内に救出するためには欠かせない役割です。

3(1) 市民の協働場面

協働(コラボ)の場面は多々あり

- 対策本部等の支援
対策本部等の設営・運営、状況把握の補助、各避難所との連絡調整等
関係機関との連絡調整、ボラセンの運営等
- 避難
避難の周知・徹底、掌握、避難者の誘導(要援護者支援が重要)
残留者の有無確認、児童生徒の避難誘導支援
- 救援
避難所の管理運営全般、各種業務支援、救援物資の管理・仕分け・配分
- 行方不明者の搜索・救出等
虫の目情報の提供
協働による救出や第一次救命



災害時応援協定の概要

スライドに書きましたが、阪神淡路大震災以降災害時応援協定を締結する自治体が急増しています。災害時応援協定には、自治体と民間事業者との間、或いは自治体相互間の応援協定があります。

3(2) 災害時応援協定(1)

- 1 阪神淡路大震災以降災害時応援協定を締結する自治体が増加
・物資の供給、医療救護、緊急輸送、避難収容
災害広報、ライフライン復旧等
- 2 自治体と**民間事業者**との協定
- 3 **自治体相互間**の相互応援協定
市町村間、都道府県間の協定締結進展

災害時応援協定の締結状況

防災白書等に掲載されている災害時応援協定の締結状況です。

3(3) 災害時応援協定(2)

- **自治体と民間事業者との協定**
締結事業者の所掌分野に応じ多岐
都道府県: 災害復旧協定=2397、物資協定=
1694、救急救護協定=893団体
市町村: 物資協定=1500、災害復旧協定=1408
救急救護協定=869団体等
(防災白書平成27年から)
- **自治体間の相互応援協定**
市町村間、都道府県間等の協定締結進展
「全国都道府県広域応援協定」
「九都県市災害時相互応援協定」
市町村間の協定締結市町村数 1705(98%)

キーワード▶ [三助](#)・[公助](#)・[共助](#)・[大規模災害対処](#)・[山下塾](#)・[山下塾第7弾](#)・[災害時応急協定](#)・[自助](#)・[防災](#)

いいね! 2

INDEXへ戻る

次の記事 [山下塾第7弾 第七回講座 警報・避難指示等と避難所](#)

前の記事 [山下塾第7弾 第五回講座 要配慮者とボランティア](#)

[ページの先頭へ](#)

関連サイト

[防衛省](#)

[統合幕僚監部](#)

[陸上自衛隊](#)

[海上自衛隊](#)

[航空自衛隊](#)